

～誰もが安心して働ける信州のために～

令和4年12月一部加筆等



令和4年度建設業に係る法令遵守講習会

建設業における労働災害防止について

令和4年11月作成
長野労働局労働基準部健康安全課

“ 労災による死亡者を、悲しみをゼロに ”
「労災かくし」は犯罪です

本日の説明事項



- 0 はじめに
- 1 長野県の労働災害の現状
- 2 最近の死亡災害事例 (建設業)
- 3 重機等災害の防止 (緊急要請)
- 4 リーフレット等のご紹介

0 はじめに

「 死 亡 災 害 緊 急 警 報 」

“労災による死亡者を、悲しみをゼロに “

令和4年9月末死亡者数 : 12人



しかしながら、長野県内において9月末からわずか約半月の間に
相次いで6名もの働く方の尊い命が失われた。



※事業主の災害などの長野労働局の労働
災害統計に計上されないもの含む。

死亡災害緊急警報発令

各事業場での基本的な安全措置の徹底を要請 (広く県民に周知)

死亡災害撲滅に向けた長野労働局長 メッセージ(参考：安全大会メッセージ)

令和4年度 各地区労働基準協会 安全大会 局長メッセージ(抜粋)

(前 略)

労働者が安全で健康に働ける職場環境づくりは、昨年4月の就任以降、私が最も力を入れて取り組んできた課題の一つです。仕事をしていて労働災害にあう、仕事をしているうちに心身の健康を害し身体が蝕まれる、といったことで、特に、労働者の命に危険が及ぶ、そして、悲しむ人が出る、ということは、絶対になくしたいという強い思いを持ちながら、日々の職務に邁進しております。

しかしながら、昨年は、労働災害により15人の尊い命が失われ、これ以外にも労働者ではない一人親方など事業主の方7人が仕事に命を落としております。この22人の方々が味わったであろう苦しみや無念さ、そして、残された家族や仲間が感じたであろう悲しみは、思いを馳せるだけでも胸が締め付けられます。

もう誰も悲しんでほしくない、私や長野労働局長も悲しみを味わいたくない、そういう思いから、「労災による死亡者を、悲しみをゼロに」を合言葉に、特に死亡災害の撲滅に向け取り組んでまいりました。昨年は、僭越ながら、私から死亡災害撲滅に向けたメッセージを公表したほか、関係団体を訪問しての要請などを行いました。さらに10月からは、重大な災害が発生した際にいち早くその概要と再発防止のポイントが関係団体を通じて共有し、同種災害の防止を図る体制を構築いたしました。令和4年に入ってからすでに8人の労働者が亡くなっています。

「死亡災害の原因は何か？」と職員に尋ねたところ、基本的な安全措置がとられていなかった事例が多くを占めるとのことです。被災者を全く貶(おとし)めるつもりはありませんが、なぜ、そのときに安全措置をとらなかったのか。不安全な状況があったなら、なぜ、周りの人間は一言声をかけなかったのか。残念でなりません。

労働災害防止を仮に演劇に例えるなら、「労働安全衛生法令」という台本を書く脚本家は国で、監督は事業者になると思います。事業者がトップとして安全を守るという方針を明確にし、設備対策や職場環境の整備を行うのは当然です。しかし、演劇と同じように、演者である労働者一人ひとりが、作業中の一場面、一場面ですべて安全行動をとらなければ、労働災害防止は成しえません。機械が故障して修理を行うときに機械を一旦停止する—そういった現場でその時に必要な対応が確実にとられる職場を、組織任せにせず、一人ひとりがつくりあげていくよう、切にお願い申し上げます。

結びに、本日、安全大会の開催により、死亡災害を撲滅し、労働災害を防止するという強い思いの下で実効ある対策が各職場で一層推進されるようになることをお願い申し上げます。私からの挨拶といたします。

令和4年6月

長野労働局長 小野寺 喜一

死亡災害緊急警報ページURL

https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/shibousaigai_keihou.html

非常事態

本年9月末以降 死亡災害が連続発生

死亡災害緊急警報発令！ (令和4年10月)

— 基本的な安全措置の徹底を!! —

“労災による死亡者を 悲しみをゼロに”
長野労働局・各労働基準監督署

長野県内においては、本年9月末からわずか約半月の間に相次いで6名もの働く方の尊い命が失われています。

これら災害の発生原因等は現在調査中ですが、基本的な安全措置を怠ったことが懸念されます。

長野労働局及び各労働基準監督署では、こうした事態を受け、

『死亡災害緊急警報』

を発令し、各事業場に対し、基本的な安全措置の徹底を求めています。

労働災害で悲しむ人をゼロにしましょう！

本年発生した死亡災害から見た再発防止のためのポイント

※ 各事業場におかれましては、次の事項を含め、各作業種態に応じた基本的な安全措置の徹底を図ってください。

【高所からの墜落・転落災害防止】

- 高所作業においては手すり等を設置し、その設置が困難な場合には墜落制止用器具を使用させる等墜落による危険防止措置を講じること。

【動力機械へのはさまれ・巻き込まれ災害防止】

- 動力機械の可動域に設置された安全カバーや安全装置等については、常に有効な状態で使用すること。
- 動力機械の調整作業等を行う場合において、作業者に危険を及ぼすおそれがあるときは、機械の運転を停止すること。

【車両系建設機械・フォークリフト関連災害防止】

- 車両系建設機械を用いる場合は、路肩へ近づかないようにし、その可動範囲内に他者の立入りを禁止するなど必要な危険防止措置を確実に講じること。
- フォークリフトやトラックなどの車両の運転席から離れる場合は、エンジンを止め、かつサイドブレーキを引くなど逸走防止措置を確実に講じること(歯止め(車輪止め)等の必要な措置を含む。)

【倒壊災害防止】

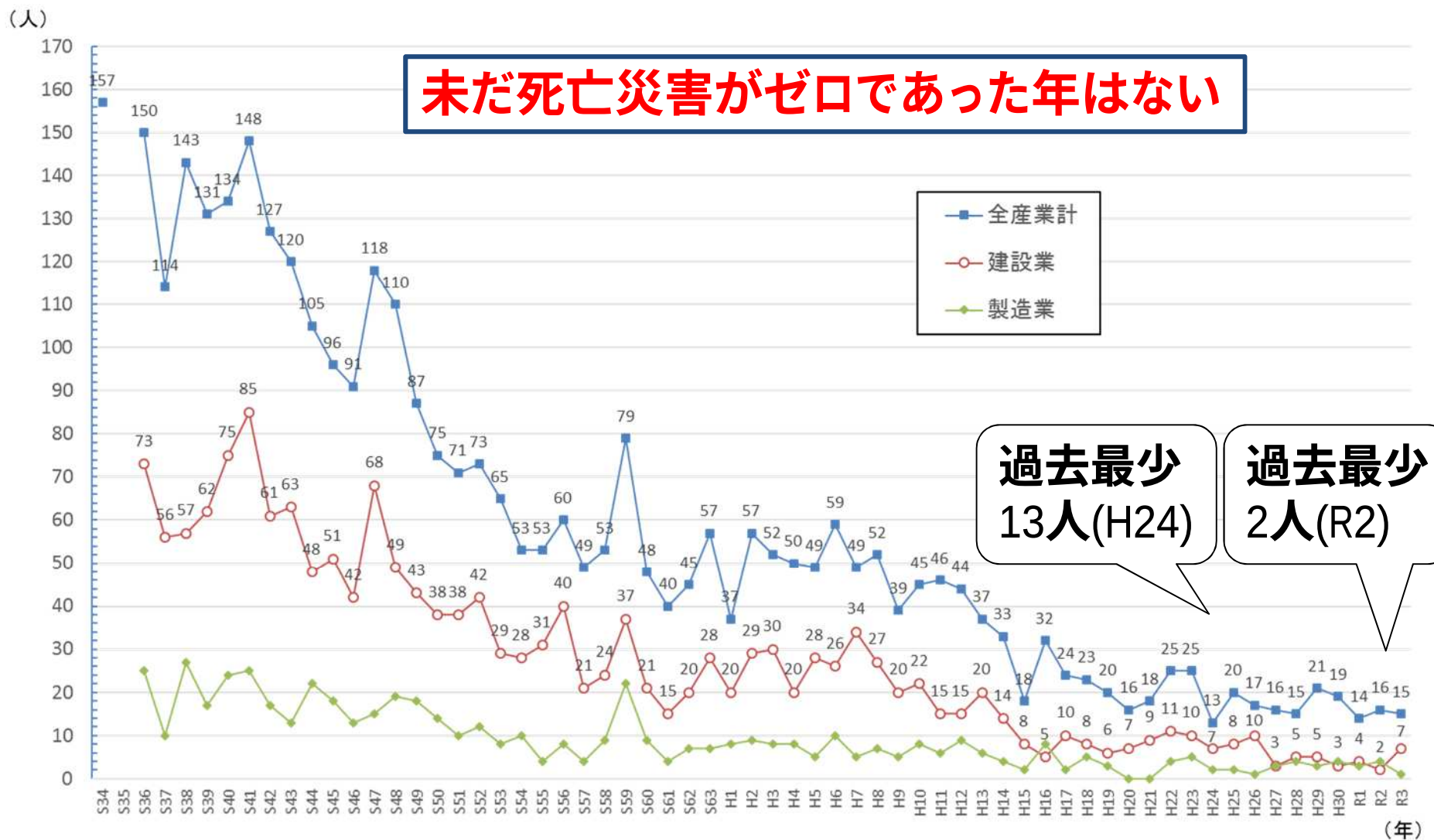
- 重量物の入ったカゴなどを高く積まないこと。また、崩壊・倒壊や落下防止のための固定措置等を講じること。



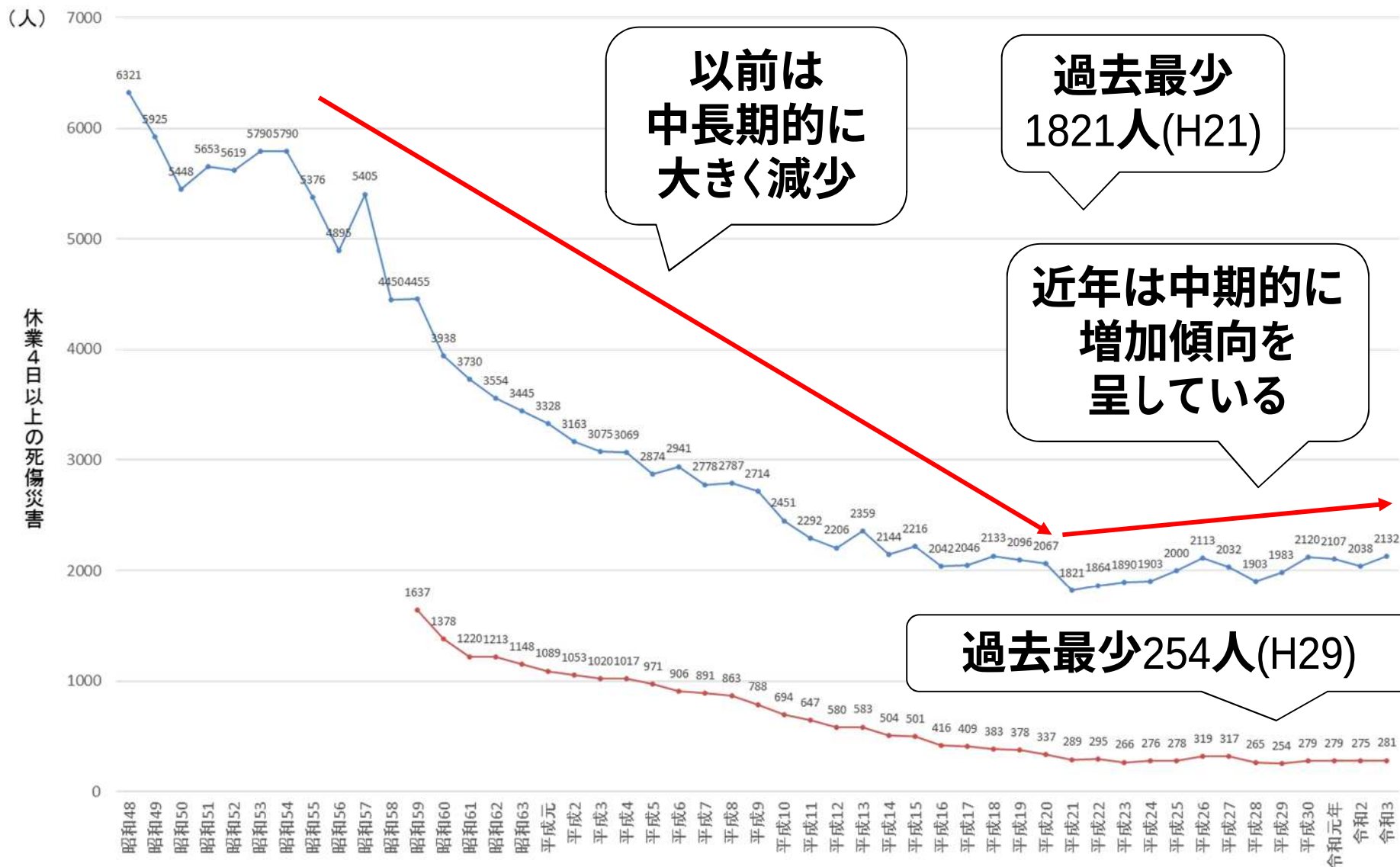
1 長野県の労働災害の現状

※本資料の労働災害発生状況は、すべて新型コロナウイルス感染症の罹患によるものを除いたもの。

長野県の労働災害件数の推移（死亡災害）



長野県の労働災害件数の推移（休業4日以上の死傷）



- 依然として毎年15人以上の方の命が失われている
- 昨年の死傷者数は、2006年以降直近15年間で最多
(リーマンショック翌年の2009年（過去最少1,821人）以降増加傾向を呈している)
- 解体や改修工事等で命に関わる石綿関連疾患が課題
(建築物や工作物に石綿が多く残る)



「労災による死亡者を、悲しみをゼロに」を合言葉に
死亡災害を中心に労働災害の削減を図る必要

(災害発生状況の変化に応じた新しい切り口も必要)

【建設業関連 主なもの】

- **基本的な安全措置の確実な実施を徹底**（死亡災害の大半は基本的な安全対策を徹底していれば防げたとみられる）
- **各業種で多発する死亡災害を重点に防止対策を指導・啓発**
（建設業：墜落災害、重機災害、崩壊災害など）
- **外国人労働者向け外国語の安全衛生教育用教材を周知**
- **中皮腫や肺がん等の石綿関連疾患を防止するため、解体業者からリフォーム業者まで幅広い業者に改正石綿障害予防規則の周知徹底・指導**
 - （以下のような事業者に対し、県内各監督署による指導を強化
 - ・ 事前調査結果等報告の実績がない事業者
 - ・ 石綿がないとの報告ばかりのような事業者 等
- **化学物質による重篤な健康障害等を防止するため改正法令を周知徹底**
 - ・ 化学物質管理が事業者による自律的管理方式へと抜本的に改正
 - ・ 令和5年4月までに段階的に施行される金属アーク溶接作業におけるヒュームによる健康障害防止強化の規則改正

令和4年10月末の労働災害発生状況



死亡者数（建設業）

⇒ 昨年、直近7年間で最多であったが、10月末時点で
昨年の年間値（7名）に達した。

休業4日以上の死傷者数（建設業）

⇒ 10月末速報値としては直近7年間で最多

	令和3年10月末		令和4年10月末		増 減	
土木工事業	(4)	78	(2)	78	(-2)	0
建築工事業	(2)	96	(3)	124	(+1)	+18
その他の建設業	(0)	44	(2)	25	(+2)	-19
合 計	(0)	218	(7)	227	(+1)	+9

※死亡又は休業4日以上の労働災害

()内は死亡者で内数

平成30年以降の死亡災害の発生状況（事故の型別）



（第13次労働災害防止推進計画対象期間）

	墜落・転落	転倒	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故（道路）	合計
平成30年～令和4年	8	1	1	2	6	2	3	23
（構成比）	34.8%	4.3%	4.3%	8.7%	26.1%	8.7%	13.0%	100.0%
平成30年	1			1			1	3
平成31年・令和元年	1				2		1	4
令和2年	1						1	2
令和3年	2		1	1	2	1		7
令和4年	3	1			2	1		7

※令和4年は、10月末速報値

平成30年以降の死亡災害の発生状況（起因物別）



（第13次労働災害防止推進計画対象期間）

	建設機械等	動力クレーン等	動力運搬機	乗物	人力機械工具等	用具	仮設物、建築物、構築物等	環境等	計
平成30年～令和4年	5	2	2	2	1	2	4	5	23
（構成比）	21.7%	8.7%	8.7%	8.7%	4.3%	8.7%	17.4%	21.7%	100.0%
平成30年				1			1	1	3
平成31年・令和元年			1		1			2	4
令和2年				1		1			2
令和3年	2	1	1			1	1	1	7
令和4年	3	1					2	1	7

※令和4年は、10月末速報値

平成30年以降の死亡災害の発生状況（特別集計）



（第13次労働災害防止推進計画対象期間）

		墜落・転落	建設機械等・移動式クレーン	崩壊・倒壊	交通事故 (道路)	その他								計
						激突され	伐木時の点検作業	クレーンの	車両逸走	トラック荷台降下	人カクレーンの転倒	トラック後退	熱中症	
労働者	合計	7	5	2	3	2	1	1	1	1				23
	土木工事業	1	4	2	3			1	1					11
	建築工事業	4	1											5
	その他の建設業	2				2	1			1				7
労働者以外	合計	6	2								1	1	1	10
	土木工事業										1			1
	建築工事業	5	2											7
	その他の建設業	1										1	1	3
総計		13	7	2	3	2	1		1	1	1	1	1	34

※「墜落・転落」は、「重機・移動式クレーン」や「高所作業車からの墜落」に該当するものは含まない。

※令和4年は、10月末速報値時点の状況を計上。労働者以外（一人親方等）の人数は長野労働局が把握したもの。

※本スライドは「令和4年度建設業に係る法令遵守講習会」の後に、集計変更や「労働者以外」の「合計」欄を追加する等、修正しました。

死亡災害(労働災害)の内訳

※本スライドは「令和4年度建設業に係る
法令遵守講習会」の後に追加しました。



墜落・転落 (計7名)

H30	その他	クーラー修理のため足場を移動中、10m下に墜落
R1	土木	法面上で機械の移設作業時に転落
R2	建築	屋内補修工事中、高さ脚立(高さ1.1m)から転落
R3	建築	解体工事現場で3階から1階へ廃材を投下時に墜落
R3	その他	エレベータ改修工事中、搬器上部フレームの脇から墜落
R4	建築	木造2階建て立方作業中、1階梁上から墜落
R4	建築	解体工事現場でフレコンバッグの投下時に10m下に墜落

建設機械等・移動式クレーン (計5名)

R3	土木	ドラグショベルで荷をロープ1本で巻いて旋回し落下・激突
R3	建築	解体工事中、圧碎した柱等のコンクリートが運転席へ落下し、下敷き
R4	土木	斜路に鋼板の敷設中、ドラグショベルが横転し、下敷き
R4	土木	着衣が操作レバーに引っ掛かり、ドラグショベルが旋回し激突
R4	土木	法肩付近を走行時、履帯が斜面にはみ出し転落

死亡災害(労働災害)の内訳

※本スライドは「令和4年度建設業に係る
法令遵守講習会」の後に追加しました。



崩壊・倒壊 (計2名)

R3	土木	掘削構内で下水管上部の土砂を取り除いて地上に上がる際、掘削面が崩壊し生き埋め
H30	土木	建設現場付近の通路の除雪作業に際して、雪崩に巻き込まれ

交通事故(道路) (計3名)

H30	土木	現場から事業場に戻る途中、圧雪でスリップし、対向車に激突
R1	土木	土砂を積んだ積んだダンプトラックで県道を走行中、橋の欄干に激突
R2	土木	坂道途中で車を止め、ドアを開けた際に運転席から落ち、坂道を後退した自車に轢かれる

ちょうど今年は労働安全衛生法公布・施行50年の節目の年となります。(略)

この間、法令による対策の充実とともに関係者のご努力により労働災害は減少してきました。しかしながら、最近は横ばいあるいは増加しているのではないかとと思われます。そして近年、建設業では、労働災害による死亡者は300人を下回ってきてはおりますが、この統計に入っていない建設業に携わっているあるいは携わってきた方々が多数いらっしゃるのも事実です。建設業で亡くなる一人親方等の方は年間約100人、じん肺で亡くなる方は年間約100人、アスベストが原因と思われる肺がんや中皮腫で亡くなる方は年間約500人、その他職業がんで亡くなられる方々もいらっしゃいますが、これらについては、毎年発表される建設業の労働災害による死亡者数にはカウントされていないことは重く受け止めなければならないと思います。(以下略)

2 最近の死亡災害事例 (建設業)

資料出所: 長野労働局「死亡災害等速報」等から抜粋。令和4年に発生したもの全件 (建設業、死亡事例)

- ・本資料は、発生した災害の責任を問うためのものではない。
- ・災害発生の概要は、本速報時点までの所轄労働基準監督署による調査をもとに、長野労働局が作成・推定したものであり、今後、調査が進む過程で新たな事実が判明すること等がある。イラストはイメージ。
- ・災害防止のポイントは、同種災害防止のため、関係する指針・ガイドライン・通達をはじめ、一般的な災害防止対策等を示したものであり、必ずしも本件災害自体に対応したものとは限らない。

『死亡災害等速報』（長野労働局HP）

死亡災害等速報

“労災による死亡者を、悲しみをゼロに”

次の災害事例は、長野県内において発生した死亡災害や死亡災害に結び付くおそれのある災害です。

貴事業場において同様の災害を繰り返さないため、各事例の「再発防止のためのポイント」の措置が徹底されているか、労働者や関係者に対する必要な周知がなされているかをすぐさまご確認いただくようお願いします。そして、不十分な点があれば直ちに改善し、労働災害で悲しむ人をゼロにしましょう。

【令和4年】

- R4-1 （重機） [クレーン機能付きドラグ・ショベルの斜路での荷吊り時の転倒（令和4年1月）](#)
- R4-2 （冬季） [氷柱（つらら）の下敷き災害（令和4年1月）](#)
- R4-3 （伐木等） [他者が伐倒した立木の激突災害（令和4年2月）](#)
- R4-4 （重機） [ドラグ・ショベルバケットの不意の稼働による激突災害（令和4年2月）](#)
- R4-5 （冬季） [屋根から落下した雪庇の下敷き災害（令和4年3月）](#)
- R4-6 （重機） [ドラグ・ショベルとともに法肩から転落災害（令和4年3月）](#)
- R4-7 （重機） [トラクター・ショベルとともに法肩から転落災害（令和4年3月）](#)
- R4-8 （重機） [重機バケットの死角にいた共同作業者の負傷（令和4年4月）](#)
- R4-9 （はさまれ） [天井走行クレーン点検中における共同作業者ののはさまれ災害（令和4年4月）](#)
- R4-10 （その他） [対岸に移動するため堰堤を飛び移ったところ、川に転落（令和4年5月）](#)
- R4-11 （その他） [機械設備の切断作業中、機械設備の一部が倒れてその下敷き（令和4年6月）](#)
- R4-12 （墜落） [樹木に登り剪定中、樹木から墜落（令和4年6月）](#)

①クレーン機能付きドラグ・ショベルの斜路での荷吊り時の転倒 (令和4年1月)



災害の概要

被災者は、工事用仮設道路を開設するため、ドラグ・ショベル (以下「重機」という。) を使用して、斜路に鋼板を敷いていたところ、重機がバランスを崩し傾いたため、運転席から飛び降りた。

そこに重機が横転し、重機の下敷きとなった。

①クレーン機能付きドラグ・ショベルの斜路での荷吊り時の転倒 (令和4年1月)



災害防止のためのポイント (1)

- ◎ 荷のつり上げにおいては、定格荷重をこえる荷をつり上げないこと。

クレーン機能付きドラグ・ショベルを使用して荷のつり上げ作業を行う場合は、平坦な場所で作業を行うことを原則とするが、やむを得ず斜面において行う場合であっても、過負荷となることが決してない機体を選定し、作業を行うこと。

①クレーン機能付きドラグ・ショベルの斜路での荷吊り時の転倒 (令和4年1月)



災害防止のためのポイント (2)

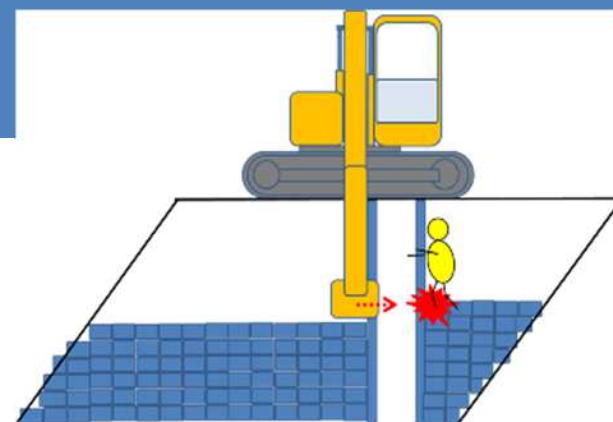
- ◎ 荷 (鋼板) をつり上げる場合は、移動式クレーン又はクレーン機能付きドラグ・ショベル (以下「移動式クレーン等」という。) を使用し、クレーン機能付きドラグ・ショベルを使用して荷のつり上げ作業を行う際は、専用の格納式フックを用い、かつ、クレーン作業モードに切り替えて使用すること。

②ドラグ・ショベルバケットの不意の稼働 による激突災害 (令和4年2月)



災害の概要

法面ブロック積の業務において、被災者は、碎石の裏込めを行うドラグ・ショベル（以下「重機」）の可動範囲内にも入りながら、手工具等による碎石の締固め作業に従事していたところ、重機運転者が立ち上がって施工状況を確認し再度運転席へ座る際に着衣が操作レバーに引っ掛かり、意図せず重機が旋回し、バケットに激突された。



②ドラグ・ショベルバケットの不意の稼働 による激突災害 (令和4年2月)



災害防止のためのポイント (1)

- ◎ 重機の稼働範囲内への立ち入りを禁止すること。
やむを得ず、当該箇所に入り込ませる場合は、誘導者を配置すること。
- ◎ 工事計画段階や日々の作業開始時に、できる限り、重機作業と重機以外の作業が輻輳しないような工程・作業方法となるよう検討を行うこと。

②ドラグ・ショベルバケットの不意の稼働 による激突災害 (令和4年2月)



災害防止のためのポイント (2)

- ◎ 重機の不意の稼働を防止するため、次の事項を徹底すること。
 - ・ 重機運転者が運転席で立ち上がって、下方の作業箇所を覗き込んで状況確認することがないよう、作業者 (合図者) を配置すること。
 - ・ やむを得ず、運転席で立ち上がる場合は、安全レバー (セーフティーロックレバー・右写真・赤太矢印) を引いて、操作レバーの無効化を図ること。
 - ・ 重機運転者は、裾やポケット等、着衣の一部が操作レバーに引っ掛かることがないような服装で運転を行うこと。

③他者が伐倒した立木の激突災害 (令和4年2月)



災害発生の概要

斜面で支障木(樹高:約20m、アカマツ)にチェーンソーで受け口(地上1m 強)と追い口を入れ、同樹木の高さ約9mに取り付けたワイヤーロープをチルホールで巻き取って伐倒したところ、伐倒木の根元部が地面に当たった際に跳ね上がり、伐倒木から見て斜面下方の近くで作業を監視していた被災者に激突した。

③他者が伐倒した立木の激突災害 (令和4年2月)



災害防止のためのポイント (1)

- ◎ チェーンソーを用いて伐木の作業を行う場合には、次のとおり、伐倒木に激突されないよう、安全な距離を確保すること。
 - ・ 伐木を行っている場所の下方で、伐倒木が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのある場所への立入りを禁止すること。
 - ・ 伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側への伐倒者以外の者の立入りを禁止すること。

③他者が伐倒した立木の激突災害 (令和4年2月)



災害防止のためのポイント (2)

- ◎ 立木の伐倒作業は、呼子等定められた合図を必ず行い、上図の立入り禁止範囲内に他の作業者がいないことを確認した上で行うことを徹底すること。

④ドラグ・ショベルとともに法肩から転落 (令和4年3月)



災害の概要

被災者は、土捨て場に土砂を運搬し、土砂を法肩付近から斜面下方に落として整地する作業に従事していた(法肩位置は順次前進)。

被災当日、単独で小型車両系建設機械(ドラグ・ショベル、転倒時保護構造なし)を法肩の傍で走行させていた際、片側の履帯が斜面(傾斜角約40度)にはみ出し、同機とともに高さにして約4メートル転落し、同機の下敷きとなった。

④ドラグ・ショベルとともに法肩から転落 (令和4年3月)



災害防止のためのポイント

- ◎ ドラグ・ショベル等の重機の転落や路肩の崩壊による危険を防止するため、必要な措置を講じること。
(例: 路肩に近づかないようにする、離れた箇所から法面を締め固める、または、路肩で作業が必要な場合はシートパイル等により土留めを行う 等)
- ◎ そうした必要な措置を徹底するため、あらかじめ作業場所の調査をし、地形等に応じた適切な作業計画を定め、作業を行うこと。
- ◎ 転落のおそれのある場所で重機作業を行う際は、転倒時保護構造を有した重機とし、かつ、シートベルトを使用させること。

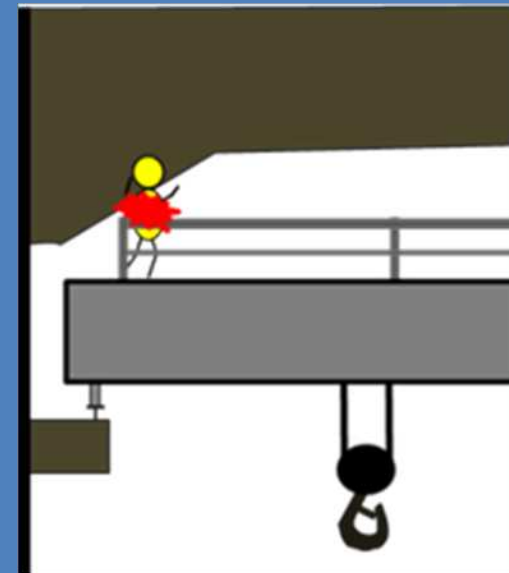
⑤天井走行クレーン点検中における共同作業者の はさまれ災害 (令和4年4月)



災害の概要

天井走行クレーンのクレーンガーダ上で作業員3名が点検作業中、トラス状クレーンガーダ下にある運転室にいた運転者が、直接視認できない場所にいた当該作業員3名にクレーンを走行させる旨声をかけ、作業員から走行について承知した旨の返事があったことから、クレーンを走行させたところ、クレーンガーダ上の3名のうち歩道端部に立っていた1名が、斜めにせり出した建物梁とクレーンガーダ手すりとの間に胸部をはさまれた。

なお、この現場では通常より1名少ない人員で点検を行っていた。

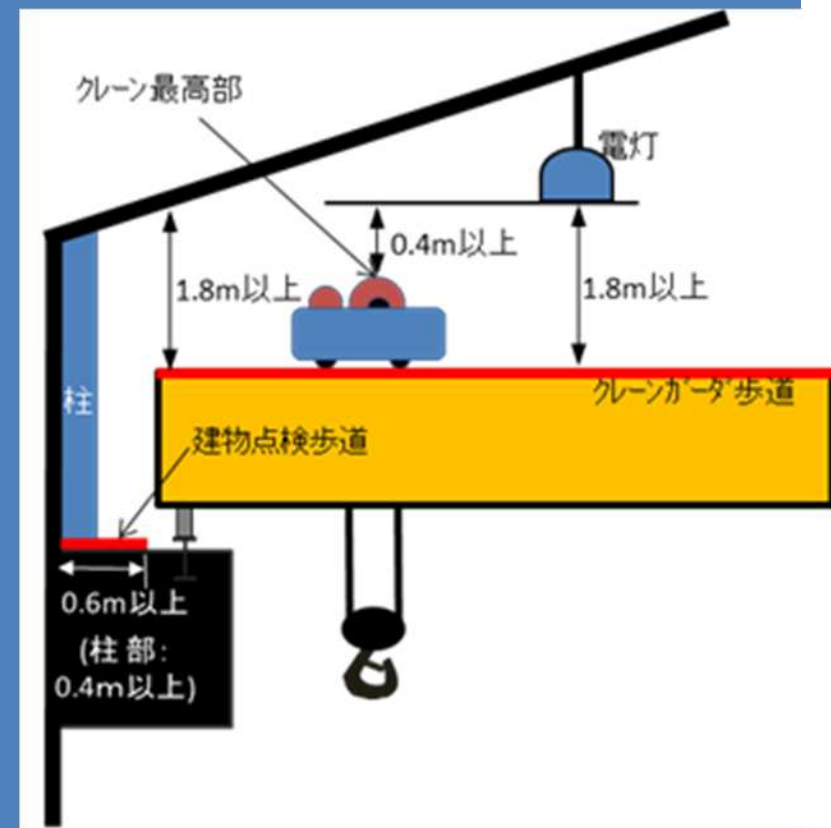


⑤天井走行クレーン点検中における共同作業者の はさまれ災害 (令和4年4月)



災害防止のためのポイント (1)

◎走行クレーンについては、クレーンガーダ歩道と梁・桁等の建設物や設備で、当該歩道の上方にあるものとの間隔 (以下「離隔距離」。) は、1.8m以上とすること。

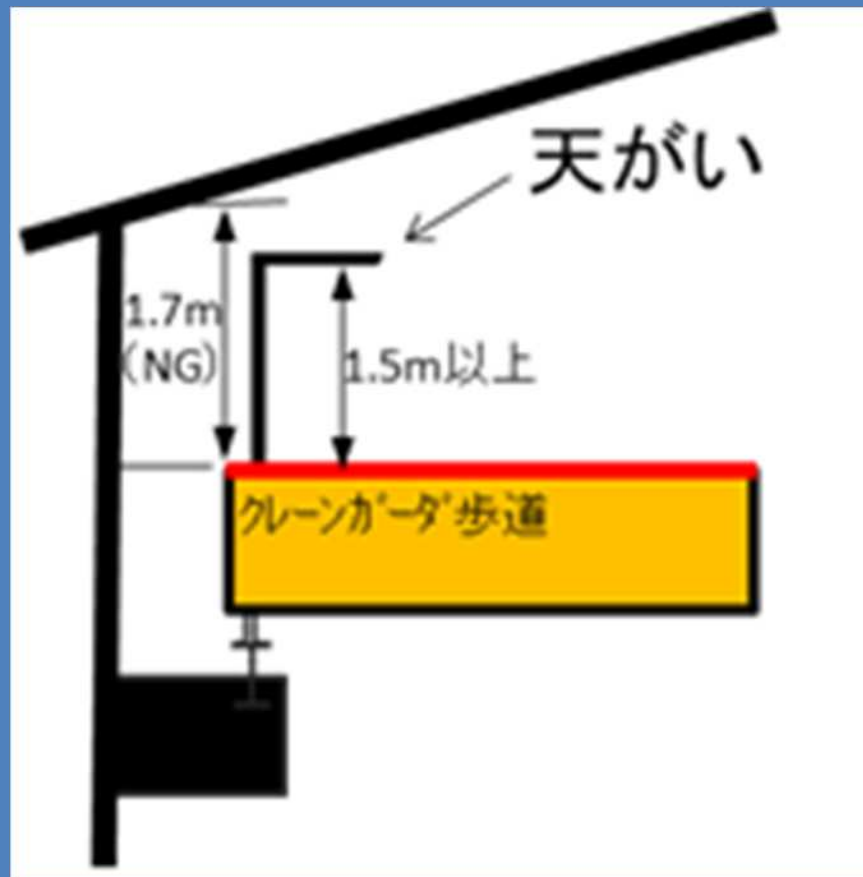


⑤天井走行クレーン点検中における共同作業者の はさまれ災害 (令和4年4月)



災害防止のためのポイント (2)

離隔距離が1.8m以上確保できない箇所には、クレーンに当該歩道から高さ1.5m以上の天がいを取り付けること。



⑤天井走行クレーン点検中における共同作業者の はさまれ災害 (令和4年4月)



災害防止のためのポイント (3)

- ◎ 天井クレーンのクレーンガーダ上に作業員がいる時には、クレーンの運転を禁止すること。
作業の必要上やむを得ず走行させる場合には、点検等の作業指揮者を定めて作業を指揮させ、作業員と運転者との連絡・合図の方法を定めてそれにより行わせること。
- ◎ クレーン運転者や合図者を含め関係作業者に対し、クレーンの運転によりクレーンガーダ上の作業者が、はさまれたり、墜落する等の危険が生じることについての教育や周知を行うこと。

現行規則の適用がない昭和37年11月1日において建設物の内部に設置されていた走行クレーンも同様の措置を講じること！

安全確保のため必要な人員を配置し、直接視認するなど確実な安全確認を行うこと！

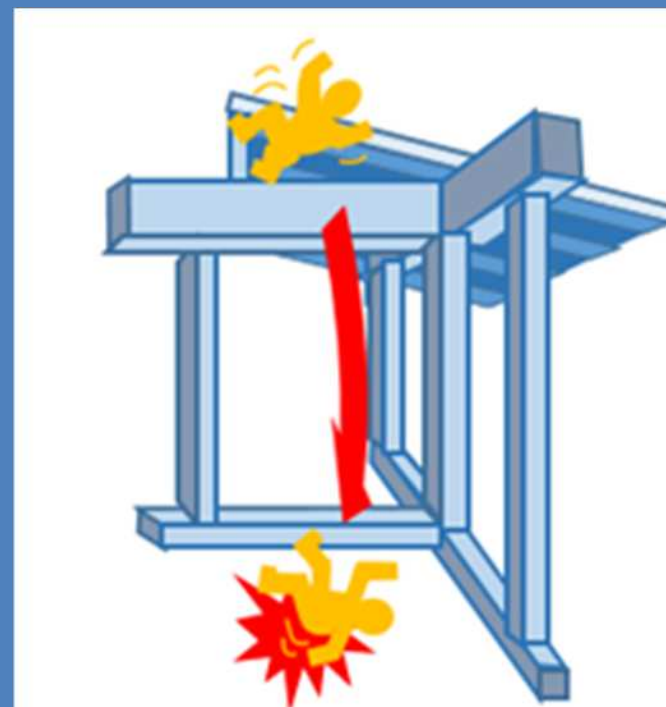
⑥新築工事の建て方作業中、2階梁上から墜落 (令和4年7月)



災害の概要

木造2階建て住宅の建方作業において、1階梁上（2階床面）で作業を行っていたところ、梁の間にかけ渡され、固定がされていない足場板のはねだした部分に乗ったことで、体勢を崩し、足場板とともに約3mに墜落した。

保護帽は着用していたものの、墜落による危険を防止するためのネット（防網）や墜落制止用器具などの墜落危険防止措置は講じられていなかった。



⑥新築工事の建て方作業中、2階梁上から墜落 (令和4年7月)



災害防止のためのポイント

- ◎ 建方作業における建築物内部への墜落を防止するため、2階梁の上で作業する前に墜落による危険を防止するためのネット(防網)を張り又は2階床の施工を行うこと。

なお、ネットについては、「墜落による危険を防止するためのネットの構造等の安全基準に関する技術上の指針」で定める構造と強度を有するものを用いて、同指針で定める落下高さ、ネットの垂れ及びネット下部の空き等の基準により設置・使用すること。

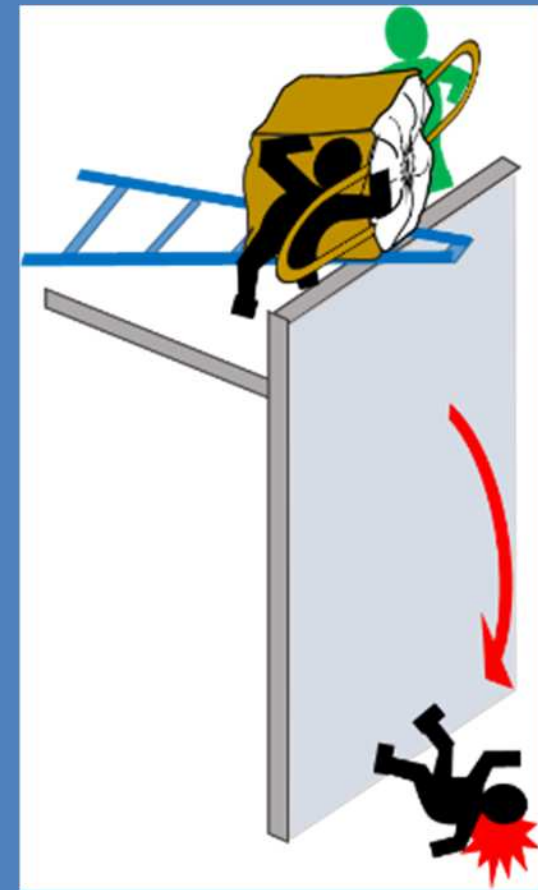
- 墜落時保護用の保護帽(ヘルメット)を着用し、あご紐をしっかりと締めること。

⑦解体工事中、建物端部から人力で廃材投下時に 約10m墜落 (令和4年10月)



災害の概要

鉄筋コンクリート造3階建て建築物の解体工事中、屋根裏フロアにおいて、フレキシブルコンテナバッグ（以下「フレコン」）に詰めた建築廃材を地上に下ろすため、建築物端部に脚立を渡しスロープを作り、2名でその上を移動させ建築物端部からフレコンを投下していたところ、うち1名がフレコンや脚立とともに墜落し、高さ約10m下の地面に激突した。



⑦解体工事中、建物端部から人力で廃材投下時に 約10m墜落(令和4年10月)



災害防止のためのポイント

- ◎ 重量物を高所から下ろす場合は、移動式クレーンを使用する等、墜落の危険のない安全な作業方法で行うこと。
- ◎ 建築物の端部など墜落危険箇所において作業を行わざるを得ない場合は、当該箇所に手すり、囲い等を設けることを原則として、これら措置が困難な場合等は法令規格を満たす墜落制止用器具(いわゆる安全帯)を着用・使用する等の墜落危険防止措置を講じること。

3 重機等災害の防止 (緊急要請)

長野県内では、2021年以降、重機等による死亡・重篤災害が多発したことから、県内関係52団体に対し、2022年5月に長野労働局長による緊急要請を行いました

要請文書や関係リーフレット・「車両系建設機械作業における労働災害防止チェックリスト」は、以下のページに掲載しています

『車両系建設機械等による労働災害防止対策
| 長野労働局』

https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/kensetsukikai_rousaiboushi.html



【要請事項の概要】



- 1 計画・設計段階においてリスクアセスメントを実施し、よりリスクの小さい工法・工程を採用すること。
- 2 車両系建設機械等作業においてリスクを完全に排除できないことを認識し、残留リスクに対して必要な措置を講じること。
- 3 基本的な安全措置を怠ることを防止するため、トップによる方針表明、作業者相互による声かけを含め、安全行動の励行や不安全行動防止の組織的な取組を実施するなど、全員参加の安全衛生管理活動を推進すること。安全教育・周知等に当たっては、講じるべき措置の方法だけでなく、その措置が必要な理由も含め、各作業者に理解させること。
- 4 各作業者の安全能力を高めるため、必要な安全教育を実施し、毎日の朝礼時や非定常作業発生時に高リスク作業における安全手順の確認又は危険予知等を行わせること。
- 5 車両系建設機械について、労働安全衛生規則に基づき転倒時保護構造とシートベルトを有するものを購入・使用するよう努めるだけでなく、先進的な安全性能を備えた機器の配備を進めること。

【補足】



2 車両系建設機械等作業においてリスクを完全に排除できないことを認識し、残留リスクに対して必要な措置を講じること。

【参考】

【2022年3月長野労働局安全衛生労使専門家会議での委員意見の概要】

例えば重機を使用する場合にはどうしても一定のリスクが残るが、リスクアセスメント結果を閲覧した事業主がこのような大きなリスクがあるならば作業を許可しないと言い、困った担当者が書類上はリスクが小さくなったような形でリスクを再評価しなおすような事例があるという話を聞く

リスクに応じた対応を取る

高リスクのものには対策を講じ、必ず評点を下げねばならないと考えている方がいますが、必ずしもそうではありません。実際には、技術的に解決できない問題があり、対策を講じても評点が下がらないものもあります。例えば放射性物質による疾病の重篤度は、低減することができないので、リスクも一定以上には下がりません。動力の大きい機械設備等も基本的に同じで、ある程度のリスクは必ず残ります。

よく、「リスク〇以上は撲滅」といった目標の立て方を目にしますが、あまり正しいやり方ではありません。このような目標を立てると、現場は、高リスクのものを隠し、低リスクあるいはリスクゼロと見せかける方向に動いてしまいます。

是が非でもリスクの評点を下げることが目的でなく、可能な対策を講じた上で、なお残る高リスクのものは、それを承知し、重点として管理すべきでしょう。むしろ高リスクを事前に把握し管理できるようにしたのであれば、それは、リスクアセスメントの大きな成果と評価すべきです。

出典：論理的な安全衛生管理の定着・推進＞(4)リスクの概念(愛知労働局HP)

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/121845/121852.html

4 リーフレット等のご紹介

①SAFEコンソーシアムが設立されました
安全衛生に積極的に取り組むと事業者が集うもので
す。ぜひ、加盟ください。

②SAFEコンソーシアムアワード (SAFEアワード) の事例
募集を行っています (～12月23日)
安全衛生すべての取り組みが対象です。積極的にご
応募をお待ちしております。

SAFE コンソーシアムポータルサイト
<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



SAFEアワード 募集ページ
<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/award/>



③「見える安全活動コンクール」の優秀作品の投票が行われています。(～12月31日)

参考になる作品を閲覧する機会としてもご利用いただき、ぜひ、投票ください。

『応募・投票方法 – 安全プロジェクト』

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/concour/oubo.html#touhyo>



④「無資格者のチェーンソーによる伐木は違法になりました」
事業所敷地内の樹木の伐採も対象です

⑤「新たな化学物質規制が導入されます」
順次、非常に幅広い化学物質を対象として、リスクアセスメントやその結果に基づく健康障害防止措置が義務付けられます。

⑥「職場におけるメンタルヘルス対策の積極的なお願い」
長野県内の建設業（30人以上）において積極的な対策を実施しているのは6割弱にとどまっています。

上記④～⑥の資料は、「健康安全課からのお知らせ」から

https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/kenkouanzenka_oshirase.html



⑦ 職場の健康診断と「事後措置」を実施していますか？

健診実施後の医師からの意見聴取の未実施等の法令違反が散見されます。チェックリストにより実施事項を確認ください。

⑧ 労働者の健康保持増進を一層進めましょう

医療保険者からの依頼があった際には、安衛法健診のデータ提供が義務付けられています。

上記⑦と⑧の資料は、「健康安全課からのお知らせ」に掲載しています

https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/kenkouanzenka_o_shirase.html



⑨STOP！冬季労働災害

1月の転倒災害のリスクは通常時の2.4倍です。事務職の労働者を含め、転倒災害防止を図りましょう。

『冬季労働災害防止特設コーナー | 長野労働局』

https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/tokushu_campaign/touki-rousaiboushi-corner.html



⑩配送元や配送先企業による運送業者への安全配慮が課題になっています

令和4年10月には、建設現場に重機を搬入した運送事業者の労働者が死亡する災害も発生しています。

⇒ 死亡災害等速報 (R4-24)

<資料⑩掲載箇所>

『陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
| 長野労働局』

https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/unsou-rousaiboushi.html



⑪ 作業員の熱中症予防へのご協力をお願い

長野労働局では、事業主から顧客に気象状況等に応じた柔軟な納期・工期の取扱いを求めるための資料を作成しました。長野労働局からも配慮を求めるメッセージも入っています。ご活用ください。

＜資料⑪掲載箇所＞

『熱中症予防対策 | 長野労働局』

https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/nettyuusyou_yobou.html



⑫「外国人労働者向け安全衛生教育教材を労働災害防止にご活用ください」

<資料⑫掲載箇所>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000815300.pdf>



⑬「事業者・一人親方の皆さまへ（2023年4月1日から危険有害な作業を行う事業者は以下の1、2に対して一定の保護措置が義務付けられます）」

いわゆる建設アスベスト訴訟での最高裁判決を受け、請負業者や同じ場所で作業を行う者についても、労働安全衛生法上、事業者が、一定の保護措置を講じることが必要となります。

<資料⑬掲載箇所>

『一人親方等の安全衛生対策について | 厚生労働省』

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00008.html



⑭事前調査は、「建築物石綿含有建材調査者」が行う 必要があります!

<資料⑭掲載箇所>

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/pdf/leaflet-r4.pdf>

